

熊本県旅館業法事務処理要領

旅館業の許可関係事務については、旅館業法（以下「法」という。）、同法施行令（以下「令」という。）、同法施行規則（以下「規則」という。）、熊本県旅館業法施行条例（以下「県条例」という。）及び熊本県旅館業法施行細則（以下「県細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 営業許可の対象

(1) 法第2条の「旅館業」の考え方、一般的な取扱いについて

宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意志を持ち、かつその行為が社会性を有して行われればすべて適用される。

ただし、会社、工場等の寮、その他特定人を対象とする宿泊施設で極めて低廉な食事代の実費しかとらないものは対象外となる。

(昭25.4.26 衛発第358号公衆衛生局長通知)

①施設について

- ・ 特定人を対象とする宿泊施設も法の適用を受ける。

例) 会員制度の宿泊施設

(昭25.4.26 衛発第358号公衆衛生局長通知)

②宿泊料について

- ・ 宿泊料、室料は宿泊者又はその代理人等から金銭又は現物等の名称の如何を問わず宿泊の代価に当たるものを徴収することをいい、宿泊に関し宿泊の代価の全部又は一部を徴収する場合はすべて適用する。

(昭28.3.6 衛環第20号環境衛生課長回答)

(昭31.11.30 衛環第121号環境衛生課長回答)

(昭33.3.10 衛環発第29号環境衛生部長回答)

- ・ 宿泊料を徴収しなければ法の対象とはならないことから、食事代の実費又は社会通念上食事代と考えられる額のみ徴収するものは適用外とする。

(昭25.4.26 衛発第358号公衆衛生局長通知)

(昭33.3.10 衛環発第29号環境衛生部長回答)

③利用者が自己の寝具を持参して使用する場合について

- ・ 宿泊に際し、利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も法第2条第6項の「寝具を使用して」に該当し、法の適用を受ける。

(昭44.7.7 環衛第9096号環境衛生課長回答)

(昭33.3.10 衛環発第29号環境衛生部長回答)

④時間単位での利用について

- ・ 時間単位で利用する施設でも寝具を使用する限りは適用を受ける。

(昭31.11.29 衛環第118号環境衛生課長回答)

(昭32.8.3 衛発第649号公衆衛生局長通知)

⑤下宿営業と旅館営業等

下宿営業は1ヶ月以上の時間を単位として宿泊料を受けて人を宿泊させるもので、1ヶ月未満を単位とするものは旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業のいずれかに該当する。

下宿営業は次の2点を条件とすること

ア 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。

イ 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有されないことを原則として、営業しているものであること。

したがって、自らが部屋の管理をする学生の下宿は下宿営業にあたらない。

(昭 61. 3. 31 衛指第 44 号厚生省指導課長通知)

⑥営業の種別

目的が簡易宿所営業に該当する場合は、たとえ基準が旅館・ホテル営業に該当しても簡易宿所営業である(法の原則)。簡易宿所営業の許可を有している場合であっても、目的が簡易宿所営業から逸脱した場合は、旅館・ホテル営業等他の種別の許可を要する。

(昭和 32. 8. 3 衛発第 649 号厚生省公衆衛生局長通知)

(2)法適用施設について

①バンガロー、トレーラーハウス

・バンガローの施設も業として宿泊させる営業である限り旅館業の施設である。

(昭 27. 8. 14 衛環第 77 号環境衛生課長回答)

(昭 32. 8. 29 衛環第 56 号環境衛生課長通知)

・トレーラーハウスも業として宿泊させる営業である限り法の適用対象とみなし、トレーラーの台数により許可業種が異なる。許可の際には、車輪を固定させる事を条件とする等適切な措置が必要である。また、建築確認検査済証の提出は不要とする。

(平 16 九州各県・政令指定都市・中核市生活衛生主管課長会議)

②船舶車両

運送業務に通常随伴する程度を超えて休憩又は宿泊をさせる場合には、適用対象となる。ただし、現在のけい留場所を変更しない事を条件とする等適切な措置が必要である。

(昭 26. 5. 22 衛発第 375 号厚生省公衆衛生局長回答)

(昭 50. 7. 12 環指第 61 号厚生省環境衛生局指導課長回答)

③ウィークリーマンション

マンションの空室又はその一部を利用してホテルを営業する場合又は1週間単位で貸し出すいわゆる「ウィークリーマンション」は適用対象施設である。

利用者交替時の室内の清掃・寝具類の管理等、施設の衛生管理の主体が営業者にあるか等、実態として貸室業であるか旅館業であるかを判断する。

悪質な事例については、警察当局とも連携をとって対応する。

(昭 49. 5. 11 環指第 8 号厚生省指導課長回答)

(昭 56. 7. 31 環指第 124 号厚生省指導課長回答)

(昭 63. 1. 29 環指第 23 号厚生省指導課長回答)

(平 12. 12. 13 衛指第 128 号厚生省生活衛生局指導課長通知)

(平 17. 2. 9 健衛発第 0209006 号厚労省健康局生活衛生課長通知)

④研修中の受講者を宿泊させている研修施設

年間研修計画に基づき随時研修を実施し、宿泊する受講生からは宿泊料を徴しているにもかかわらず、営利を目的として宿泊させているものではないとの理由から「業」には当たらないとして許可を取っていない施設に対しては、公的又は私的施設を問わず許可を取得するよう指導されたい。

(平 19. 11. 28 厚労省健康局生活衛生課指導係長事務連絡)

⑤町屋の空き室を利用した宿泊施設

- ・あらかじめインターネットで予約を行い、利用当日は、利用施設と異なる施設で受付する場合も、許可が必要。
- ・一戸立ての町屋を定期賃貸借契約を締結して宿泊させる場合も、許可が必要。
- ・インターネットでの予約や鍵の暗唱番号のやり取りにより、玄関帳場での受付を一切行わない行為は、法に反する。

なお、玄関帳場については、営業施設の入口になく、又は利用者が必ず玄関帳場を通過しないような方法での設置は、健全な営業形態を確保する観点から認められない。

(平 19. 12. 21 厚労省健康局生活衛生課事務連絡)

⑥玄関帳場に代替する I C T 設備等を備えた宿泊施設

- ・次の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントを設置しないことができる。
 - (ア) 緊急時の対応ができること。
 - (イ) 宿泊者の本人確認や出入りの確認ができること。
 - (ウ) 鍵の受け渡し等を適切に行うことができること。

(規則第 4 条の 3、旅館業における衛生等管理要領)

(3) 法適用外施設について

①断食道場

- ・断食道場において、入寮費として宿泊の代価にあたるものを徴収している場合であっても、その行為が社会通念上「宿泊料を受けて宿泊させる営業」と解せなければ、適用外とする。

(昭 43. 11. 20 環衛第 8175 号環境衛生課長回答)

②下宿営業とアパート及び間貸し

いわゆるアパート、間貸し等のように一時的又は比較的短期間の止宿のための施設と通常目されないものは法第 2 条第 5 項の下宿には該当しない。

(昭 32. 8. 3 衛発第 649 号厚生省公衆衛生局長通知)

③移住希望者の空き家物件への短期居住等について

- ・移住希望者に対して売買又は賃貸を目的とする空き家物件への短期居住であって、以下の (ア) から (ウ) の措置が講じられている場合には、旅館業法の適用外となる。

- (ア) 地方公共団体が空き家物件を登録しているなど、地方公共団体において対象施設が特定されていること。
- (イ) 対象施設を購入又は賃貸する者が真に当該施設を購入する意思又は長期賃貸する意思があることを地方公共団体において確認する措置が執られていること。
- (ウ) 実態として反復継続して不特定多数の者が利用しないことが担保されていること。

(平成 28. 3. 31 生食衛発 0331 第 2 号 厚生労働省生活衛生課長通知)

(「市町村が実施する移住希望者の短期居住等に係る取扱いについて」

令和 2(2020). 6. 22 薬衛第 347 号薬務衛生課長通知)

④地方公共団体が設置する地域協議会等が実施主体となり、体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験

地域協議会等が宿泊者から宿泊料に相当する対価を受けず、当該体験学習に係る指導の対価のみを受ける場合については、当該地域協議会等が宿泊体験サービスを提供する農家等に支払う経費は宿泊料に該当せず、旅館業法の適用外となる。

(平 28. 3. 31 生食衛発 0331 第 2 号 厚労省生活衛生課長通知)

⑤住宅宿泊事業

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づき住宅宿泊事業届を行い、住宅宿泊事業を実施する場合は、旅館業法の適用外となる。ただし、届出住宅において 180 日を超えて人を宿泊させる場合は旅館業法の適用を受ける。

2 営業許可申請書の審査及び受付

申請書の記載内容等について、下記の項目に注意して確認を行う。

なお、計画された建物の構造等が、条例等に定める基準と建築確認との間で齟齬を来さぬよう、建築確認検査機関と連携し、建築確認申請前における保健所での事前指導を徹底させること。

(1) 申請書の記入方法及び受付時の注意

①住所、氏名、生年月日（主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

- ・個人の場合…マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写真のある公的機関発行の証明書で確認するか、写真付証明書がない場合には健康保険証や現地調査等適切な方法により本人確認をすること。

※マイナンバーカードについては、個人番号が記載されているカードの裏面はコピーしないこと

- ・法人の場合…定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書で確認を行うこと。
- ・地方公共団体等の場合…申請者は当該団体の長が原則。但し、法令、規則等で管理・経営責任が下位の役職に委任されている場合は、その受任者で可（単に決裁権が規定されているだけでは不可）。この場合、条例、規則等、それを証するものを添付させること。

※住所（所在地）については、略字、略号は記載させないこと

(例) ○○2-1の6 → ○○2丁目1番6号

②営業施設の名称

現行法上規定はないが、できるだけ法第2条の区別に即した名称を使用するよう指導すること。

(昭26.7.7 衛発第521号厚生省公衆衛生局長回答)

③営業の種別

旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿業の別を記入させ、普通旅館、簡易旅館、季節旅館、キャンプ場、民宿又は山小屋等の記入はさせない。

(昭32.8.29 衛環第56号厚生省環境衛生課長通知)

④季節的営業等

規則第5条第1項に該当するときはその旨を記載させること。i及びiiiの場合は営業期間も併せて記載させること。

i) キャンプ場、海水浴場等において特定季節に営業する施設

ii) 交通の著しく不便な地域にある施設

iii) スポーツ大会、博覧会等のために一時的に営業する施設

iv) 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設

※農林漁業者以外の者がその居宅において農林漁業体験民宿業を営む場合を含む。

季節的状況、地理的状況その他特別の事由によって、条例第6条第1項に掲げる基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合で、公衆衛生維持上支障ないものと認められるときは、当該基準によらないことが可能。

※熊本県手数料条例に規定する額の収入証紙(22,000円)を申請書に貼付させること。

(2)添付書類

①必要な添付書類の確認

ア 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

イ 営業施設を中心とした半径おおむね100m以内の区域の見取図(※1)

ウ 敷地内における建物の配置図及び各室の設備、配置、用途及び面積を表示した平面図(※1)

エ 入浴施設内の脱衣室、浴室、浴槽等の施設及び面積を表示した平面図並びに給湯、給水及び排水の系統を表示した平面図

オ 浴槽の構造(レジオネラ症防止条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の付設状況を含む。)の概略図

カ 建築基準法第7条第5項の規定により建築主事等が交付する検査済証の写し(※2)

キ その他保健所長が必要と認める書類

消防法令適合通知書の写し

※1 添付図面確認項目

付近見取図(営業施設の他に、学校、児童福祉施設等の位置、主要道路、建物等を記載したもので、この場合、法第3条第3項該当施設があれば、その施設からの距離を記入させる)、建物配置図、各階平面図(旅館業の用に供しない自室がある場合は、平面図に自室の区分を記入させる)、側面図、配管図(給排水、ガス等)、照明図

※2 「建築確認不要証明書」の添付に代えて、興行場法、旅館業法、公衆浴場法の対象となる手続きの申請書等の余白に、所管の景観建築課担当者等が「建築確認申請を要しない」旨を記載（スタンプも可）することでも可とする。また、余白証明に当たっては、従来の証明願様式や添付図面を準用して行うことができる。なお、以下のケースについては明らかに建築確認申請が不要であることから、余白証明も要さない。

①単なる所有者の変更

②内装工事（壁紙、畳、フローリングの張替え等）

③設備（台所、風呂、照明、空調等）の設置・撤去・更新

（令和4年（2022年）1月24日付薬衛第1203号、建第1132号通知）

②人的資格要件の調査のための書類

申請者が法第3条第1項の許可をするにあたって、申請者の人的資格要件の調査のために住民票又は戸籍抄本等の義務付けはできないが、関係行政機関に対し同条第2項各号に該当か否かの照会をすることは差し支えない。

（許可後違反の事実が判明した場合は許可の取消も可能である。）

（昭40.7.2 環衛第5073号厚生省環境衛生課長回答）

(3)水質汚濁防止法の取扱い

旅館業の用に供するちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設は水質汚濁防止法第5条に規定する特定施設（同法施行令別表第166の2）に該当するので許可申請の相談があった場合には特定施設設置届を工事着手60日前までに提出するよう指導すること。

（昭50.2.6 環指第6号厚生省指導課長通知）

（昭49.12.24 環水規第236号環境庁水質保全局長通知）

(4)農林漁業体験民宿業の簡易宿所許可の取扱い

① 添付書類で知事が必要と認める書類のひとつとして、「農山漁村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動の役務提供内容届出書」を添付させ、役務内容を確認すること。なお、許可証の交付にあたっては、許可条件として、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条に掲げる農山漁村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供すること。」と記載するものとする。

（平15.12.24 生衛第154号熊本県生活衛生課長通知）

②許可基準として

- ・浴室、便所、洗面所等の衛生設備については、原則として宿泊者用として別個に設けることとするが、主として宿泊者に供する利用形態であり、日常的に衛生状態が確保されていれば、家族との兼用を認めて差し支えないこと。
- ・営業者居室と宿泊者の間の構造については、原則として、客室の側から施錠できるような措置を講じるよう指導すること。

（平19.3.30 薬衛第1138号熊本県健康福祉部長通知）

3 調 査

現地調査を行い、条例の基準に適合するか否かを調べ、条例の基準に適合しない場合や申請事項と異なる場合は、改善指導を行う。また、必要に応じ消防及び建築確認検査

機関に対しても変更の手続きをとるよう指導する。

なお、調査結果及び指導内容については、調査書を作成する。

※構造設備基準については、「13. 主な構造設備」に記載

※申請地において、法第3条第3項に規定する施設（例：学校、社会福祉施設等）が周囲、おおむね100m以内にあるか否かを確認すること。

4 法第3条第3項に規定する施設についての意見照会及びその取扱い

●距離、照会先

学校、児童福祉施設等から概ね100メートルとは、原則として110メートル程度を考慮している。

距離測定の結果100メートル以内の場合はいかなる場合でも関係機関への照会は必須要件である。

100メートルを1割程度超えるものについては、周囲の状況、地域の特殊性、住民の反対運動陳情等問題が生じるおそれがあると認められるときは照会する。

該当施設との距離は、その敷地から申請施設までの最短距離とする。

（昭32.8.5 衛発第650号厚生省公衆衛生局長通知）

（昭33.2.10 衛環発第10号厚生省環境衛生部長通知）

（昭45.6.11 環衛第83号厚生省環境衛生局長通知）

照会先

国が設置する施設	→ 当該施設の長
地方公共団体が設置する施設	→ 所管する地方公共団体又は教育委員会
前2号以外の施設で監督庁があるもの	→ 当該監督庁
その他のもの	→ 管轄する市町村長

5 許可等の処分

書類審査及び立入検査の結果、申請内容が条例等で定める基準に適合していると認められる場合は、許可しなければならない（昭47.5.19 最高裁第2小法廷判決、営業許可取消等請求事件参照）。但し、火災などの災害から利用者の生命を守るため、消防法及び建築基準法に適合しない間は、原則として許可及び変更による施設の使用を認めることを差し控えることとする。

また、条例等で定める基準に不適合な箇所がある場合は、申請者に改善するよう指導し、改善指導を行ったにもかかわらず、申請者が改善措置を実施しない場合には、不許可処分とする。

（昭44.5.21 環衛第9072号厚生省環境衛生課長通知）

(1) 許可処分

申請者の住所、氏名、施設の名称及び所在地等の許可証記入にあつては、誤記、略字等のないよう注意する。また、ローマ字や数字は全角で記入する。

(2) 不許可処分

設置の場所又はその構造設備が条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるとき、申請者が法第3条第2項各号に該当するときは、許可を与えないことが

できるが、この場合、その理由を明記して通知しなければならない。（法第3条第5項）

なお、処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項の教示を行わなければならない。

- ・行政不服審査法に基づく教示は、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求をすることができる。」とする。（行政不服審査法第18条第1項）
- ・行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示は、「処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に基づき裁判所に申し立てを行うことができる。」とする。（行政事件訴訟法第14条第1項）

(3) 許可証の再交付、訂正

交付済の許可証のき損、亡失の場合は、許可証の再交付は行わない。この際、営業者から許可を受けている旨の証明を求められた場合には、許可証の写しを送付するか、証明願を提出させ、証明書を交付する（参考様式あり）。許可証は許可申請に対して行う通知書であり、単なる行政処分・通知行為を文書で行ったに過ぎないものである。

また、名称、住所、氏名の改姓等の変更のあった場合も許可証の訂正再交付は行わず、変更届を提出させること（申請者の求めがあった場合は、許可証に変更内容を裏書きして交付または証明願等で対応すること）。

（昭30.3.22 衛環第18号厚生省環境衛生課長回答）

（昭23.11.2 衛発第278号厚生省公衆衛生局長回答）

6 地位の承継

旅館業営業者は、譲渡、相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合、相続にあつては被相続人の死亡後60日以内に、譲渡、合併又は分割にあつてはあらかじめ、事業承継に係る知事の承認を受けたときは、当該営業者の地位を承継する。（法第3条の2、第3条の3、第3条の4）

※旅館業法のみ人的要件として、欠格事由の有無を確認する必要があるため、事前承認制となっている。

※地方公共団体間の合併にも当該承継規定は適用される。

(1) 譲渡

<申請書の主な記載事項>

①譲受人の住所、氏名、生年月日（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名）

②譲渡人の氏名及び住所（法人の場合は、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地）

③譲渡予定年月日

④営業施設の名称、所在地及び種別

⑤現に営業許可を受けている施設の営業許可番号

(添付書類)

- ・旅館業の譲渡を証する書類
- ・譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄付行為の写し

(2) 個人の相続

相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者が承継人となる。

また、相続の時点で、相続人の一部が継承届出を提出した場合には、他の相続人がそれらの相続人の継承に関し異議のないことを確認するため、他の相続人の行方が知れない等同意を求めることができない場合を除き、他の相続人の同意書の添付を求めること。

なお、相続人間で誰が営業を承継するかの協議が整っていない場合には、相続人全員が営業者の地位を相続（各相続人は、お互いに共同営業者）するため、全員連名による申請をさせることになるが、できる限り1人が承継するように指導することが望ましい。連名の場合は、事後において、いずれかの相続人が当該営業を行う者になるとの協議が整った時点で、営業者の変更の届出をさせること。

(昭 61. 1. 30 厚生省生活衛生局指導課事務連絡)

(昭 60. 12. 24 衛指第 270 号厚生省生活衛生局長通知)

<申請書の主な記載事項>

- ①申請者の住所、氏名、電話番号、生年月日及び被相続人との続柄
- ②被相続人の氏名及び住所
- ③相続開始の年月日
- ④施設の名称、所在地及び種別

(添付書類)

- ・戸籍謄本（相続人がすべて記載されているもの）又は法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人が2名以上の場合にあっては、原則として「旅館業営業承継相続人選定同意書」

(3) 法人の合併（分割）

営業者である法人が合併（分割）し、又は法人の合併（分割）により新法人が設立され、当該営業を承継した場合は、当該存続法人又は新法人が承継人となる。

なお、許可を受けていた法人が吸収合併により存続する場合、当該許可対象施設については、特段の手続は不要である（但し、代表者の変更があれば変更の届出が必要）。

(昭 61. 1. 30 厚生省生活衛生局指導課事務連絡)

<申請書の主な記載事項>

- ①申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ②合併（分割）により消滅する法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ③合併（分割）の年月日
- ④施設の名称、所在地及び種別

(添付書類)

- ・合併（分割）の事実を証する書面（定款又は寄附行為の写し及び登記事項全部証明書）

※熊本県手数料条例に規定する額の収入証紙（7,400円）を申請書に貼付させること。

(4) 留意事項

①旅館業の営業者が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡する予定の者及び譲り受ける予定の者がその譲渡及び譲受けについて、あらかじめ、知事の承認を受けなければならないが、この承認に当たっては、

(ア) 譲り受ける予定の者が旅館業法第3条第2項各号に該当するか

(イ) 当該施設の設置が同条第3項の要件に抵触するか

を審査して、承認の可否を判断すること。

その際、承認を与える場合には、同条第4項に規定する者の意見を求めなければならないが、また、承認を与えない場合には、同条第5項に則り理由を通知しなければならない。

②申請書への添付書類として掲げる「旅館業の譲渡を証する書類」については、譲渡が完了したことを証する書類ではなく、今後譲渡する旨を証する書類（基本的には、譲渡契約書等の写し等）であること。当該書類においては、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実譲渡の効力発生日が最低限確認できるものである必要がある。

③申請書に添付することとされる定款及び寄付行為の写しは、事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続を経た正式のものでなければならないこと。このため、譲渡について認可が必要な場合にあってはその認可後のものでなければならないこと。

④譲渡の効力が承認より前に発生する場合は、新規の許可を要することとなること。

(令 5.8.3 生食発 0803 第1号 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知 (3) その他の留意事項)

(5) 経過措置

当分の間、営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継したものに限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

(令 5.6.14 法律第52号 附則第3条第1項)

7 変更届

営業者は、許可申請書の記載事項を変更した場合には、10日以内に知事に変更届を提出しなければならない。

(1) 氏名（名称）の変更

許可を受けた者が改姓あるいは改名した場合を意味するものであり、営業の譲渡による変更の場合には、あらかじめ知事の承認を受けさせること。

(昭 23.11.2 衛発第 278 号厚生省公衆衛生局長回答)

(昭 40.3.11 環衛第 5032 号厚生省環境衛生課長回答)

(2) 法人の代表者の変更

営業許可を受けた者が法人組織であってその代表者が変更になった場合は、届出のみで差し支えない。但し、定款又は寄付行為の写しには代表者氏名の記載がないため、届出を受け付ける際には、履歴事項証明書を出して確認すること（履歴事項証明書は、原則として発行日から6ヶ月以内のものとする）。

(昭 28.2.9 衛環第 12 号厚生省環境衛生課長回答)

(3) 住所（所在地）の変更

境界変更等による所在地の名称変更により許可権者が変わるような場合を意味する

ものであって、新しい場所に変更した場合には新たな許可を受けさせること。

(昭 23. 11. 2 衛発第 278 号厚生省公衆衛生局長回答)

(4) 施設の移動

許可を受けた施設が同一敷地内で施設が移動し、場所だけ変更のあった場合でも新規の許可を受けさせること。

(昭 28. 2. 9 衛環第 12 号厚生省環境衛生課長回答)

(5) 構造設備の変更

既に営業許可を有している施設の構造設備を著しく変更した場合は、実情を調査し、その結果、その構造設備が同一性を失っていると認められる場合は、新たな許可を受けさせること。

この場合「同一性」の判断基準の一つとして、許可を受けた営業施設の床面積の概ね 50%以上の改築又は概ね 100%以上の増築及び増改築（例えば 30%改築＋80%の増築の場合）のときは、同一性が失われたものとする。

また、施設の変更が 2 回以上にわたる場合は、最初に許可したときの床面積を基準（例：〔1 回目の改築面積＋2 回目の改築面積〕÷当初の床面積）として計算を行う。

なお、構造設備を変更し、故意に届出しない場合は、法第 7 条の規定により必要な報告を求め、これに対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは法第 11 条による処罰を検討する。

(H7 九州各県・指定都市環境衛生関係主管係長会議照会事項)

(昭 26. 11. 30 衛環第 135 号厚生省環境衛生課長回答)

(昭 26. 4. 13 衛発第 263 号厚生省公衆衛生局長回答)

<参考> 建築基準法に規定する「改築」の定義

改築とは、建築物の全部若しくは一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建物を建てることをいう。従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築となる。なお、使用材料の新旧は問わない。

(昭 28. 1. 17 住指発第 1400 号建設省住宅局建築指導課長回答)

8 廃止等の取扱い

営業者が営業を廃止する場合には、廃止届を提出させる。

なお、営業者より廃止届の提出はないが、客観的に営業が廃止されたと認められる場合は、次のとおり許可失効の確認を行う。

(1) 廃止届

廃止届は、営業者が死亡その他法律行為の能力が欠如していると客観的に認められる場合を除き、営業者本人から提出させる。

なお、破産宣告を受けているだけでは、届出する能力を失っているとは解されず、また、破産法による債権者集会の営業廃止の決議が、私人のなす公法行為まで制限されるものではないため、破産管財人から提出された営業廃止の届出は、本法に規定する営業廃止届ではない。

(昭 31. 12. 13 衛環第 124 号環境衛生課長回答参照)

(2) 許可の失効確認

営業者が死亡し（相続人不明）又は行方不明で、その営業が客観的に廃止されたと認められるときは、当該営業者に係る許可処分は当然失効したものと取扱う。この場合、取消処分を行う必要はないが、事務処理等のため要すれば、死亡し、又は行方不明になった者に係る許可は、失効した旨の公示を行う。

（昭 34. 2. 10 衛環第 13 号厚生省環境衛生部長回答）

●営業を廃止していると思われる施設に対する許可失効の確認を行う場合の手順について、以下に例示する。

- ①許可施設の現況確認（許可施設の滅失、営業可能な状態であるかどうかを現地で確認し、写真を撮る。）
- ②台帳に記載されている連絡先に連絡し、連絡がつくかどうか確認。（電話で連絡のつかない場合は郵便で連絡する。また、連絡がついた場合には営業継続について本人の意思を確認し、継続の意思がない場合は廃止届を提出するよう指導する。なお、宛先人不明として返送されてきた郵便物は営業者不在の証拠物として保管しておくこと。）
- ③付近の住民への状況確認（町内会長や付近の住民にいつ頃から営業していないのか等について確認する。）
- ④上記①～③の調査を行い、総合的に判断して廃止されたと認められるときは、台帳から抹消する。

※営業許可（廃止）は権利関係が絡むため、許可の失効確認を行う際には十分な調査を行うこと。

（H16 九州各県・指定都市生活衛生関係主管係長会議照会事項）

(3) 停止届

停止届は、休業期間を特定した上で受理すること。

9 立入検査

施設の衛生管理状況及び無届で施設の構造設備の変更等が行われていないかなどを確認するため、生活衛生関係営業施設監視指導計画指針に基づき年間立入計画を策定し実施する。立入検査結果については、記録に残すこととし、特に衛生管理上問題があった場合は、営業者に「環境衛生指導票」を交付し、改善指導を行うこと。

※環境衛生監視員証を携帯すること。

10 改善命令（措置命令）

営業施設が法第 3 条第 2 項の規準に適合しなくなった場合に、都道府県知事は期間を定めて規準に適合するよう命ずることができる。

改善命令の際には、段階的な指導として注意指導票の交付、誓約書の徴収が行われるのが原則であり、この場合、行政処分の上申の場合に準じて違反の証拠書類等の整備が必要である。

なお、処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項の教示を行わなければならない。

（昭 34. 2. 10 衛環発第 13 号厚生省環境衛生部長回答）

（昭 35. 6. 23 衛発第 566 号厚生省公衆衛生局長通知）

11 営業の許可取消又は停止

営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は法第3条第2項各号（第4号を除く。）に該当する至ったときは、許可の取消または期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも同様とする。（法第8条）

- (1) 刑法第174条、第175条又は第182条の罪
- (2) 風俗営業法に規定する罪（同法第2条第4項の接待飲食等営業に関するものに限る）
- (3) 売春防止法第2章に規定する罪
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪

なお、処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法の提起に基づく取消訴訟に関する事項の教示を行わなければならない。

- ・ 行政不服審査法に基づく教示は、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求をすることができる。」とする。（行政不服審査法第18条第1項）
- ・ 行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示は、「処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に基づき裁判所に申し立てを行うことができる。」とする。（行政事件訴訟法第14条第1項）

12 罰 則

- (1) 法第10条（6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金）
 - ・ 法第3条第1項の規定に違反した者（無許可営業）
 - ・ 法第8条の規定に違反した者（営業停止命令）
- (2) 法第11条（50万円以下の罰金）
 - ・ 法第5条第1項の規定に違反した者（宿泊拒否の制限）、又は法第6条第1項の規定に違反した者（宿泊者名簿の提出義務）
 - ・ 法第7条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (3) 法第12条（拘留又は科料）
 - ・ 宿泊者名簿に記載すべき事項を偽って告げた宿泊者
- (4) 法第13条（両罰規定）
 - ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第10条又は第11条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人も罰する。

13 主な構造設備

項目	旅館・ホテル（令1①、県条例6①）	簡易宿所（令1②、県条例6②）
面積等	7㎡以上 （寝台を置く客室は9㎡以上）	・延べ面積33㎡以上 ・宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上 ・農林漁村体験型宿泊施設は33㎡未満の特例有り （規5②）H15.4.1～
面接場所	宿泊者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備を有すること。	
換気照明等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること ・自然換気設備、機械換気設備、空気調和設備のいずれかの設備を有すること。 ・窓等により自然光線が十分に採光できる構造であること	
浴室	適当な規模の入浴設備を有すること（近接して公衆浴場がある場合を除く）	
洗面設備	適当な規模の洗面設備を有すること	
便所	適当な数の便所を有すること ・便所がない客室を有する階には適当な数の共同便所を設けること。	
学校等への対応	・設置場所からおおむね100m以内の場合には、射幸心をそそる遊技をさせる設備が見とおすことができないこと	
その他		・階層式寝台の上段と下段の間隔はおおむね、1m以上であること
衛生措置に対応できる構造	熊本県旅館業法施行条例第6条及び熊本県入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のための衛生管理に関する条例第3条第2項に規定する構造設備の基準を満たす構造であること	

※下宿営業については、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

※自宅併用旅館（民宿）等の飲食提供施設は別に専用の厨房を設けること（食衛法）

※網掛け部分は規則第5条第2項により、キャンプ場等の季節的営業や体育会等のために一時的に営業を行う施設で、公衆衛生上支障がない場合に適用が免れる規定

※簡易宿所営業とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊させる営業をいう（宿泊者が自ら調理すれば食品衛生法の許可不要）

(1) 客室の床面積

- ① 許可基準としての床面積とは、宿泊者が利用し得る面積でこれは押入、床の間等は含まれないが、客室に付属する浴室、便所、板の間は含まれる。この場合の測定は、壁、柱等の内側で測定する方法によること。

（昭32.8.3 衛発第649号厚生省公衆衛生局長通知）

（昭46.6.24 環衛第1876号厚生省環境衛生課長回答）

（昭32.8.29 衛環第56号厚生省環境衛生課長通知）

(2) 目隠し

教育施設等から概ね 100 メートル以内の施設において客室及びホール等の施設の内
部が見とおせないよう一定の遮断物を設ける必要があるが、地形的に見とおせない場
合は必要ではない。

(昭 32. 8. 5 衛発第 650 号厚生省公衆衛生局長通知)

(3) 下宿営業を兼業する場合

法第 3 条第 1 項のただし書の下宿営業を行う場合は、下宿営業部分の構造設備も許
可を受けている種別の構造設備の規準に適合するものでなければならない。

(4) 衛生の措置の基準

営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛
生に必要な措置を講じなければならない(法 4 ①)。

14 その他の事項

(1) 宿泊を拒むことができる事由

ア 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。(法第 5 条第 1 項第 1 号)

イ 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあ
ると認められるとき。(法第 5 条第 1 項第 2 号)

ウ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊
者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚
生労働省令で定めるもの(※)を繰り返したとき。(法第 5 条第 1 項第 3 号)

※ 以下のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービ
スの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

① 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求(宿泊に関して
障害者差別解消法 第 2 条第 2 号の社会的障壁の除去を求める場合を除く。)

② 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動(営業者が宿泊し
ようとする者に対して障害者差別解消法第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いを
行ったことに起因するものその他これに準じる合理的な理由があるものを除く。)
を交えた要求であつて、当該要求をした者の待遇に通常必要とされる以上の労力
を要することとなるもの

エ 宿泊施設に余裕がないとき(法第 5 条第 1 項第 4 号)

オ 泥酔し、又は著しく異常な言動をし、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。
身体又は衣服が著しく不潔であるため他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。
(条例第 5 条 1 号、2 号)

※会員制宿泊施設等の特定人を対象とする宿泊施設にあつては、法第 5 条の規定に拘
わらず、条理上当然特定人以外の者の宿泊を拒むことができる。

(昭 25. 4. 26 衛発第 358 号公衆衛生局長通知)

(2) 差別防止の徹底等について

法第 3 条の 5 第 2 項において、営業者の従業者に対する研修の機会を付与する努力義務
が設けられている。営業の許可や変更等、営業者と接点を持つ際に、以下について指導す
ること。

- ・厚生労働省で研修ツールを用意している旨周知し、活用するよう促すこと
- ・従業者のみならず、営業者も研修内容を理解することが重要であること

また、宿泊しようとする者から 不適切な感染防止対策への協力の求めや宿泊拒否がなされたとの申出があった場合は、必要に応じて、法第7条の規定に基づき、報告の徴収等を行うとともに、営業者側から協力要請や宿泊拒否に関して相談があった場合は、適切に助言すること。さらに、当該相談窓口において障害者差別解消法にも関わる相談を受けた場合は、都道府県等における同法の担当部署と適切に連携すること。

(令 5.11.15 健生発 1115 第 4 号 医政発 1115 第 19 号 感発 1115 第 3 号 厚生労働省健康・生活衛生局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長連名通知)

●その他の関係通知

1 旅館業に対する防火安全対策の徹底について

(昭 55. 11. 22 環指第 208 号厚生省環境衛生局長通知)

(昭 56. 1. 30 環指第 14 号厚生省環境衛生局指導課長通知)

(昭 57. 2. 13 環指第 21 号厚生省環境衛生局長通知)

(昭 61. 2. 17 環指第 21 号厚生省環境衛生局長通知)

(平成 15. 10. 2 健衛発第 1002003 号厚生省環境衛生局生活衛生課長通知)

(昭 44. 7. 7 環衛第 9094 号厚生省環境衛生課長通知)

2 ペンション営業及び自動車旅行ホテル営業における衛生等自主管理マニュアルについて

(昭 60. 3. 29 衛指第 55 号厚生省環境衛生局指導課長通知)

3 自主管理点検表について

(昭 63. 10. 18 衛指第 215 号厚生省環境衛生局指導課長通知)

4 SARS・エイズ患者への対応について

(平成 15. 5. 19 健衛発第 0519001 号厚生労働省健康局生活衛生課長連名通知)

(平成 16. 1. 13 健発第 0113004 号厚生労働省健康局長通知)

(平成 4. 9. 29 衛指第 197 号厚生省衛生局指導課長通知)

5 テロ対策への対応について

(平成 13. 10. 19 健衛発第 108 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

(平成 17. 2. 9 健衛発第 0209004 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

(平成 17. 7. 5 健衛発第 0705001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

6 ハンセン病について

(平成 15. 11. 19 健衛発第 1119001 号厚生労働省健康局生活衛生課長連名通知)

7 業としての解釈について

(昭 46. 6. 28 環衛第 117 第号厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)

8 寮の取扱いについて

- (昭 27. 10. 9 衛環第 89 号厚生省環境衛生課長通知)
- (昭 27. 10. 29 衛環第 92 号厚生省環境衛生課長通知)
- (昭 27. 12. 8 衛環第 109 号厚生省環境衛生課長通知)
- (昭 31. 11. 30 衛環第 121 号厚生省環境衛生課長通知)
- (昭 38. 10. 26 環衛第 19 号厚生省環境衛生課長通知)
- (昭 39. 6. 4 環衛第 15 号厚生省環境衛生課長通知)

9 宿泊行為の定義について

- (昭 33. 5. 15 衛環発第 48 号厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知)
- (昭 39. 11. 19 衛環発第 32 号厚生省環境衛生課長通知)
- (昭 50. 3. 3 環指第 15 号厚生省環境衛生局指導課長通知)

10 宿泊する場所について

- (昭 42. 11. 29 環衛発第 7155 号厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)
- (昭 50. 3. 3 環指第 14 号厚生省環境衛生局指導課長通知)

11 宿泊料について

- (昭 28. 3. 6 衛環第 20 号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知)

12 営業許可と私法・他法令との関係について

- (昭 26. 7. 31 法務府法意 1 発第 46 号法務府法制意見第 1 局長事務代理通知)
- (昭 26. 8. 23 衛発第 658 号厚生省公衆衛生局長通知)
- (昭 29. 9. 2 衛環第 82 号厚生省公衆衛生局環境衛生課長通知)
- (昭 30. 5. 19 衛環発第 16 号厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知)
- (昭 28. 9. 8 衛発第 706 号厚生省公衆衛生局環境衛生局長通知)

13 学校等の周辺の許可・不許可の取扱いについて

- (昭 32. 7. 30 衛環発第 31 号厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知)
- (昭 32. 10. 1 衛環発第 49 号厚生省環境衛生部長通知)
- (昭 32. 11. 1 衛環発第 58 号厚生省環境衛生部長通知)
- (昭 33. 6. 23 衛環発第 53 号厚生省環境衛生部長通知)
- (昭 33. 10. 25 衛環発第 89 号厚生省公衆衛生部長通知)
- (昭 41. 2. 24 環衛第 5021 号厚生省公衆衛生課長通知)
- (昭 45. 11. 18 環衛第 179 号厚生省環境衛生課長通知)
- (昭 33. 1. 8 衛環発第 3 号厚生省環境衛生部長通知)
- (昭 33. 2. 10 衛環発第 10 号厚生省環境衛生部長通知)
- (昭 60. 11. 22 衛指第 251 号厚生省生活衛生局指導課長通知)
- (昭 33. 3. 10 衛環発第 28 号厚生省環境衛生部長通知)
- (昭 51. 1. 8 環指第 1 号厚生省環境衛生局指導課長通知)

14 建築基準法・消防法に適合しない施設に対する許可の取扱いについて

- (昭 39. 5. 8 環衛第 10 号厚生省環境衛生課長通知)

15 玄関帳場の設置について

(昭 48. 8. 27 環衛第 16 号厚生省環境衛生課長通知)

16 床面積の算定方法について

(昭 44. 3. 17 環衛第 9044 号厚生省環境衛生課長通知)

(昭 46. 6. 24 環衛第 114 号厚生省環境衛生課長通知)

17 無窓客室に対する旅館業法の取扱いについて

(平元. 9. 20 衛指第 160 号厚生省環境衛生局指導課長通知)

18 イベントホームステイ（イベント民泊）ガイドラインについて

(平 28. 4. 1 (平 29. 7. 10 一部改訂、令 1. 7. 8. 一部改訂)

観光庁観光産業課、厚労省生活衛生課事務連絡)

19 旅館業における衛生等管理要領

(平 12. 12. 5 生食発 0919 第 8 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 15 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 25 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年（2020 年）3 月 26 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年（2020 年）10 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年（2021 年）3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年（2022 年）3 月 30 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）3月31日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）3月29日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）5月12日から施行するものとする。